【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			使用済自動車に係る自動車重量税の還付
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	自動車重量税:外
		②	上記以外の税目	−
3	内容			《制度の概要》 車検の有効期限が残っている車両を使用済自動車として引き渡し、自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、当該自動車の最終所有者は車検の残存期間に応じた自動車重量税の還付を受けることができる。
				《関係条項》 租税特別措置法第 90 条の 15、租税特別措置法施行令第 51 条の 5
4	担当部局			製造産業局自動車課
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期:令和8年8月 分析対象期間:令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯			平成 14 年度　創設
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 循環型社会形成推進基本計画において定められている、以下の 4 つの指標における目標について、令和 12 年度までに達成する。 ① 資源生産性:約 60 万円/トン ② 入口側の循環利用率:約 19% ③ 出口側の循環利用率:約 44% ④最終処分量:約 1,100 万トン ※備考 ・資源生産性＝GDP/天然資源等投入量 ・入口側の循環利用率＝循環利用量/(天然資源等投入量＋循環利用量) ・出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量
				《政策目的の根拠》 第 5 次循環型社会形成推進基本計画(令和 6 年 8 月 2 日閣議決定)
		②	政策体系における政策目的の位置付け	経済構造改革の推進及び地域経済の発展

<table>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>租税特別措置等により達成しようとする目標</td><td>自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>自動車リサイクル法に基づいて適正に解体された場合、自動車の最終所有者に対して、自動車重量税を車検の残存期間に応じて還付するというインセンティブ措置を実施することで、自動車リサイクルの推進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>＜還付台数＞　＜使用済自動車の引取台数＞
令和 3 年度　115 万台　304 万台
令和 4 年度　106 万台　274 万台
令和 5 年度　112 万台　273 万台
令和 6 年度　108 万台　256 万台
令和 7 年度　今後公表予定　248 万台</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクル WG 中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議資料等</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>令和 3 年度　▲100 億円
令和 4 年度　▲90 億円
令和 5 年度　▲90 億円
令和 6 年度　▲90 億円
令和 7 年度　▲90 億円</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>【算定根拠】
財務省　法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>減収額</td><td>令和 3 年度　▲100 億円
令和 4 年度　▲90 億円
令和 5 年度　▲90 億円
令和 6 年度　▲90 億円
令和 7 年度　▲90 億円
【算定根拠】
財務省　法人税関係以外の租税特別措置の増減収見込額</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>効果</td><td>《政策目的(8①)の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標(8③)の実現状況》
本税制により、該当する自動車の所有者は自動車重量税が車検の有効期間に応じて還付されることで、自動車リサイクルの促進に伴う不法投棄の削減及び循環型社会の推進に寄与している。
第 5 次循環型社会形成推進基本計画(令和 6 年 8 月 2 日閣議決定)では、令和 12 年度を目標年次として、以下の数値目標を設定している。
<table><tr><th>指標</th><th>数値目標</th><th>目標年次</th></tr><tr><td>資源生産性</td><td>約 60 万円/トン</td><td>令和 12 年度</td></tr><tr><td>入口側の循環利用率</td><td>約 19%</td><td>令和 12 年度</td></tr><tr><td>出口側の循環利用率</td><td>約 44%</td><td>令和 12 年度</td></tr><tr><td>最終処分量</td><td>約 1,100 万トン</td><td>令和 12 年度</td></tr></table>・資源生産性＝GDP/天然資源等投入量</td></tr>
</table>

				天然資源等投入量とは、国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量（DMI：Direct Material Input）を指し、資源生産性は、一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質 GDP）を算出することによって、各産業がより少ない天然資源で生産活動を向上させているかや、人々の生活がいかに物を有効に使っているかなど、より少ない天然資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているかを総合的に表す指標。なお、国際比較の際には、産業構造の違い等にも留意が必要。 ・入口側の循環利用率＝循環利用量/（天然資源等投入量＋循環利用量） 入口側の循環利用率とは、経済社会に投入されるものの全体量のうち、循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。 ・出口側の循環利用率＝循環利用量/廃棄物等発生量 出口側の循環利用率とは、廃棄物等の発生量のうち、循環利用量（再使用・再生利用量）の占める割合を表す指標。 ・最終処分量 廃棄物の埋立量。廃棄物の最終処分場の確保という課題に直結した指標。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 第 5 次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 本税制の活用により、自動車リサイクル法に基づく適正処理が促進され、自動車の不法投棄発生件数の削減に寄与した（法施行時と比較して 95%超の減少）。 ＜車両不法投棄台数＞ 令和 3 年度　752 台 令和 4 年度　756 台 令和 5 年度　747 台 令和 6 年度　752 台 令和 7 年度　752 台 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 自動車リサイクル WG 中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会 合同会議資料等
				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	本税制に基づき、自動車所有者は、引取業者に使用済自動車を引き渡すことで、自動車重量税が車検の有効期間に応じて還付されることになる。仮に、引取業者に使用済自動車が引き渡されない場合、不法投棄などを誘発する要因となる可能性があることから、自動車所有者に対するインセンティブ措置として政策的な目的で本税制を措置している。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性	自動車リサイクル法に基づき適正処理された使用済自動車は、二度と公道を走行することが無いため、権利創設税としての性質を有する自動車重量税を還付することは公平であり妥当。

			等	また、本法に基づき、該当する自動車の所有者に対して講じられる措置であり、特定の業種に対して優遇されるものでは無いため、公平性は保たれている。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	－
		③	地方公共団体が協力する相当性	地方公共団体への影響は無い
11	有識者の見解			特に無し
12	評価結果の反映の方向性			特に無し
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 3 年 8 月